

## 暴風雪と大雪に対する営農技術対策

令和3年(2021年)2月15日  
北海道農政部

札幌管区气象台によると、北海道地方では、15日夜遅くから東の風が雨や湿った雪を伴い非常に強くなり、16日には西または南西の風が変わって17日にかけて非常に強く、雪の降り方も強まる見込みです。15日夜遅くから17日にかけて暴風に警戒し、16日から17日は見通しのきかない猛ふぶきや吹きだまりに警戒してください。

このため、大雪による交通障害や暴風、湿り雪、停電などにより、農作物や農業施設等への影響が懸念されることから、注意が必要です。随時発表される気象情報に十分注意し、対応に努めてください。

(参考) 札幌管区气象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/sapporo/>



### 暴風雪時の注意項目

- 1 最新の情報に注意して、天候急変に備えた早めの準備を行う。
- 2 風雪の影響を受けやすい地域では早めの行動をとる。
- 3 飼料、燃料、自家発電機の点検は風雪が強くなる前に終わらせる。
- 4 風雪が強い場合は、むやみに施設等に近づかず、安全の確保を心がける。

#### 第1 共通事項

- 1 除雪作業等に伴う事故防止  
道内で除雪作業中の事故が発生しているので、次のことに留意する。  
(1) 除雪作業中は、子供や他の作業員、車両等に十分注意する。  
(2) 屋根など高所の除雪作業を行う場合は一人で行わないこと。また、ヘルメット及び命綱など安全策を講じる。

#### 第2 畑作物・園芸作物

- 1 暴風雪と大雪への準備・対策  
畑作物（てんさい）や園芸作物（たまねぎ、野菜類、花き類）の育苗や栽培管理が行われていることから、ハウスの防災対策として次のことに留意する。  
(1) 暴風雪、大雪時の応急補強用支柱・筋かいなどを、予め利用しやすい場所に整頓保管し、

必要に応じそれらの資材で補強する。

- (2) ハウス周辺の堆積雪は、屋根からの落雪を妨げ、施設の側壁に圧力を加えることとなるので、速やかに除雪する。
- (3) ハウスの気密性を高めるとともに、加温施設がある場合は可能な範囲で室温を高め、二重ハウスの場合は 日中内張を開放し、外張り天張面を温め落雪を促す。
- (4) ハウス内に栽培作物がある場合は、採光性を確保し適温管理に努める。

## 2 暴風雪と大雪による被災ハウスへの対応

- (1) 暴風雪、大雪で被災したハウスは、速やかに支柱等を点検し修復に努める。その際、曲がった支柱については強度が低下していることから、応急処置を除き使用は避ける。
- (2) ビニールが破損した場合、育苗中の苗はトンネル保温等により、低温障害の回避に努める。破損していない育苗ハウスがある場合、移動可能な苗は、臨時的に移動して保温に努める。
- (3) 施設各部の損傷・ゆるみなどの状態を総点検し、必要に応じて速やかに補修する。またハウス周辺の堆積雪は除雪する。
- (4) 融雪によってハウス内に融雪水が浸透し、地温低下や育苗ハウスが過湿条件となり、苗の徒長や病害の発生、生育不良の恐れがある。すでに融雪水が浸水している場合は排水に努め、ハウスサイドの除雪、ビニール被覆を行い、融雪水の浸透防止を図る。
- (5) 育苗中の苗が、低温障害による影響の程度が大きいと予想される場合は、新規育苗、作型変更等を検討する。

## 3 停電への対応

- (1) 大雪等で停電となり、育苗保温が困難となる場合、発電機をレンタル等で調達し、保温の維持に努める。
- (2) 発電機が調達出来ない場合は、簡易暖房機や暖房用ろうそく等による暖房と被覆保温を行い、凍害回避に努める。

## 第3 果樹

- 1 施設の破損を防ぐため、雨どいの雪下ろしや架線上の雪を落とす。
- 2 枝折れを防ぐため、雪に埋まった枝は沈下しないうちに可能な限り掘り起こす。その際、細かい枝を折らないように十分注意する。雪が固まり掘り起こしが困難な場合は、スコップで雪に切れ目を入れたり、樹冠下の雪踏みを行う。
- 3 主枝の付け根から折損すると主幹が大きく裂けることがあるので、主枝を早めに切り取る。主枝や側枝に枝折れが発生した場合、切り直しをして癒合剤を塗布する。

## 第4 畜産

- 1 生産施設等の点検
  - (1) 降雪等により、倒壊の恐れのある建物は可能な限り補強するとともに速やかな除雪を行う。
  - (2) 積雪の状況に応じ、畜舎軒下等の除雪対策に万全を期す。特にD型畜舎やハウスなどについては 除雪作業をこまめに実施し、積雪による倒壊を防止する。
  - (3) 農場入り口から牛乳処理室までの道路は可能な限り除雪に努め、幹線道路が通行可

能になったら 直ちに生乳出荷や資材搬入ができる体制をとる。

## 2 停電への対応

停電により搾乳及びバルククーラーの冷却ができないなど、作業に支障がある場合は次のことに留意する。

- (1) 前回搾乳から16 時間以内の搾乳中止であれば、乳量や乳質に特に問題は生じない。
- (2) 発電機が手配できる場合は、それらを利用して搾乳・冷却を行う。
- (3) 発電機は必要電力に対し十分に余裕を持った機材を用いる。
- (4) 停電中、バルククーラーに冷却中の生乳は速やかに集乳するよう体制を整える。また、生乳を出荷する際に細菌数の検査を実施する。
- (5) 手搾りが可能な酪農家は、泌乳前期牛の搾乳を優先する。
- (6) その他、停電で使用不能となる設備の確認を行う（例えば、水槽揚水ポンプ、サイロのアンローダー、自動給餌機、電気温水器、照明器具、自動哺乳装置）。

※ 詳細は、「災害における酪農危機管理対策マニュアルー停電・断水対策を中心にー」（平成31年2月 北海道農政部発行）を参照

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/10/rakuno/201902\\_saigai\\_rakuno\\_manual.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/10/rakuno/201902_saigai_rakuno_manual.pdf)



## 3 道路の不通により生乳出荷できない場合

幹線道路の除雪が間に合わず、出荷できない場合は次のことに留意する。

- (1) 情報収集に努め、除雪や集乳状況等の確認を行う。
- (2) やむを得ず廃棄する場合は、環境汚染防止に努める。